

大野市特別職報酬等審議会に提示する議員報酬等

1. 現行からの変更点

(1) 議員報酬額の変更

一般行政職課長級給与と同程度とすることを基本とし、課長級の平均給与額による年収との差額を反映し、現行額から30,000円を増額する。

(2) 正副議長報酬額の変更

(1) の増額に合わせ、現行額から30,000円を増額する。

(3) 委員長報酬の新設

令和5年2月の議員定数削減に伴い、常任委員会数が3委員会から2委員会に変更されたことから、1委員会の所管範囲と委員長の業務が増加したため、その職責の重要性を鑑み、常任委員長報酬を新設し、報酬額は議員報酬に10,000円を加算したものとする。

2. 議員報酬等額

	該当する報酬	変更前報酬額	変更後報酬額	備 考
1	議員報酬（月額）	357,000円	387,000円	現行から30,000円増
2	議長報酬（月額）	448,000円	478,000円	現行から30,000円増
3	副議長報酬（月額）	377,000円	407,000円	現行から30,000円増
4	委員長報酬（月額）	357,000円	397,000円	新設 議員報酬に10,000円加算

※委員長報酬（月額）は、常任委員会の委員長とする